

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官國民審査 都・區教育委員會委員選挙 終る



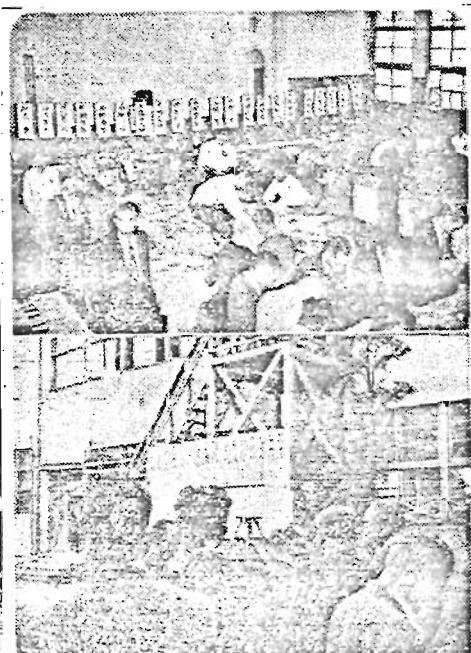
昭和27年10月15日
第35号
行所
豊島區役所
発行
豊島區役所
編集
自 治 指 握 課
電話大深(86)1101-5
印 刷 所
音羽印刷株式会社

官民各種団体による公明選挙
推進運動のうちに、十月一日
衆議院議員選挙、最高裁判
所裁判官國民審査投票及び同
月五日、東京都教育委員会委
員選挙並びに豊島区教育委員
会委員選挙が行われました。
本区教育委員会委員選挙は最
初の選挙なので啓発宣伝の必
要を認め、東京都選挙管理委
員会と共に打上花火実
施、十月四日には教育委員会
委員選挙啓発宣伝、票箱防止
のため、全委員、及び書記同
乗放送自動車による区内各所
の巡回放送を実施したが、本
区の投票率は遺憾ながら二十
三区中第十六位の低率であり
ました。

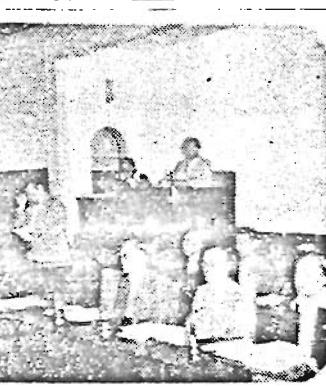
又渠鶴刑務所に収容中の戦争
犯者は本年四月二十八日、
平和条約発効とともに、選挙
権及び被選挙権を有すること
なり、戦後初めて戦争犯罪

當選者	衆議院議員(第五区)	井山 平太郎
河野 一	山村 梅吉	入江 俊郎
田中 耕太郎	本村 善太郎	小林 俊三
米穂 信	田中 貞一	田中 一
鶴子 春	柴田 駿	石川 一
東京都教育委員会委員 会員	片岡 七	松澤 一
豊島区教育委員会委員 会員	染谷 喜太郎	武部 りつ

者の不在投票が委員長、委員
及び書記立会のもとに渠鶴刑
務所で数日にわたって行われ
ました。
投票率及び当選者は次の通り
です。



選挙名	本投票率	東京都二十三区投票率	最高投票率	最低投票率	本区の順位
衆議院議員選挙	0.580	台東区 0.708	江東区 0.540	16位	
最高裁判所裁判官國民審査投票	0.578				
東京都教育委員会委員選挙	0.303	江戸川区 0.450	江戸川区 0.224	16位	
豊島区教育委員会委員選挙	0.315				



豊島公會堂落成迫る!!

本年二月に起工した本区公
会堂はその後工事順調に進
捗し、いまや竣工も目前に
迫り最後の総仕上げにかかり
ます。この間公会堂建設費を
負担協賛会に於ては区民一
心となりました。

各位の御協力を得て着々そ
の成績を修め、既に都内屈
指、城北唯一を誇る文化の大
殿堂が、今月末には区民
の皆様の前にお目見え出来
ます。

九月十六日本公會堂に議員協
賛会が開かれ当日上場の議案
審査の進行録の協議があり
終つて午後二時三十七分
より本会議に入る。出席議員
全員古賀副議長開会を宣し、
須藤区長招集の挨拶があつて
後古賀議長より議案第三十
号、公職選挙法に基く区
議會議場設備使用条例一部
改正の件。

日程第一、議案第三十二
号、公職選挙法に基く区
議會議場設備使用条例一部
改正の件。

日程第二、議案第三十四
号、東京都豊島区棲入費
出追加予算。以上

三号、東京都豊島区立学校設
備使用条例一部改正の件は、
都合により撤回する旨、区長
より議長宛の文書が提出され
たので、撤回を了承日程に入
る。

専門家による議論がなされ
より議長宛の文書が提出され
たので、撤回を了承日程に入
る。

昭和二十七年第四回定期公
開催する

衛生モデル地区の

○九月十八日・十九日 観察行わる

衛生農島区確立の基礎として、衛生モデル地区を設置し去る六月発足以来、地元民は勿論、衛生相談員及び地区委員、同協力員の絶大なる御協力により、多大の効果を挙げ得たことは、前号詳述の通りであるが、発足以来四ヶ月に亘つて挙げ得た各衛生モデル地区の成績の実際を、見て見、耳

で聴くため、去る九月十八日、十九日の二日間、衛生モデル地区九ヶ所の状況観察を実施した。

当曰は、区議会厚生委員、各モデル地区代表者、及び各区政地区委員長、並に区役所側より木村助役、白川義典、民主、土木課長、厚生、区民係長、各出張所長、保健所長、清掃出張所

十一月十八日　駒込二丁目—池袋五丁目
高松二丁目—長崎六丁目
高田町一丁目—出町柳三丁目
椎名町四丁目

長等四十余名の参加を得、左記道順により視察を行
い、一般区民から直接今夏の蚊、蝶の発生状況、屎尿吸取り状況、甕芥処理状況

みなさまへ
一四十五は
貯蓄し sostしよう

獨立記念

講和条約発効以来、我が国は各方面において、独立国家としての実を、着々と築きつゝあります。が、国民全体が一致協力、尙一段の資本の蓄積に励んで経済の基礎を固めてゆくことは、緊緊の急務であります。

そこで政府においては国民の貯蓄意慾を盛り上げ、その成果を期するためには國民運動としての貯蓄運動を去る九月十

るのです。わが豊島区に於きましたところ、政府の此の運動に呼応して、豊島区独自の運動要綱により各地域、各層の特性に応じた運動を総力をあげて展開中であります。

これらの要綱を、映画会の開催、講演会、座談会、街頭放送等により周知徹底せしめ『みなさん一日十円は貯蓄しましよう』を区民のみなさんの合言葉とし、浪费の排除、生活費の工夫、物資の活用、天引貯金の實行の確立により苦しい生活の中でも、意欲があればできるものですが、からこの区民の合言葉を実行し此の運動の成果が挙るよう区民の



区界内に於ける地図の表示法
（参考）

○ ○ ○ 學 校 圖 書 館 建 設 起 工 式、並 に
○ ○ ○ 小、中 學 校 建 設 落 成 式 舉 行 さ る
○ ○ ○

日時	昭和二十六年及昭和二十七年十月九日前十一時
場所	同校新築工事現場
(池袋四ノ四五三)	一、区立高田小学校増築工事落成式
日時	十月十日午後一時
行した。	小、中学校の増、新築工事落成式並びに学校図書館の新築工事起工式を左記のとおり挙行した。

一、区立富士見台小学校増築工事落成式
日時　十月十一日午前九時
三十分

一、区立長崎中学校圖書
館新築工事起工式
日時 十月九日午前九時三十分
場所 同校
(舞司谷二ノ四五八)
一、区立池袋第二小学校増築
工事落成式

（椎名町三ノ二〇〇三）

日時 堀所
十月十日午後四時
（池袋五ノ二〇一）
校
（桂名町六ノ四一四三）

時日
十月十一日午前十一時
同校場所
(長崎六八四二)



永續する平和のために

国際連合デー

国際間の紛争を武力や暴力にうつたえず、国際間の話し合いによつて解決しようといふ思想はギリシャの昔から考えられてきた。しかし近代民族国家が誕生するまでは、たいしめた発展はみなかつた。また哲学や政治学の上でこのような思想が発達しても、実際政治の舞台にデビューするまでは長い時間のかゝるものである。「会議は踊る」で有名なワイン会議の頃、ライン河の川底をさらうために関係国が協議したのが国際的の会議のはじまりで、ダニューブ河、ヴォルガ河とひろまつた。

次は第一次世界大戦の時、ドイツのUボートの無差別爆沈に困りぬいた連合国が、その対策を協議した位のものである。このような背景の上に成立した第一次世界大戦後の世界平和機構としての国際連盟が、その使命をまつとうすることはできなかつたのも致し方はなかつた。しかし戦争の規模はいよいよ増大し、

第二次世界大戦の戦線は、ヨーロッパから北アフリカ、近東、極東、東南アジア、南半球まで拡大し、災害は前線鉄道の差別なくおよび、人類を悲惨と困窮のどん底におとしいれた。その上兵器の発達は驚異的で、人類文明の破壊を予想させる様相を帯びてきて、政術の未熟などといつてすましていられない段階がきた。この人類の危機をくい、地球の上に二度と戦争を起さないため、すべての国、すべての人間が、誠意と協力を披瀝しあう機関とし成立したのが国際連合なのである。

国際連合の機構は連盟と比較にならない程大きく、したがつて世界にあたえる比重も極めて重い。今は国際連合の事を考慮に入れないので、一国東京都支部の手で年々記念行事をやつてきたが、一般人の関心がうすいのは残念である。国連旗は、国際的記念日には官庁、役所、会社、工場をとわす戸毎にたてて祝いた

（国連東京都本部）

都営住宅十回落選者

の登録について

今回都営住宅使用申込者のうち十回落選者の登録をする事になりましたので該当する方は次によつて申出をして下さい。

記

一、申出受付期間

昭和廿七年十月廿日から
全 十月廿五日まで 六日間

二、申出場所

東京都建築局企画課管理係
(千代田区大手町一ノ二)
都電大手町又は神田橋、バス大手町下車

三、申出の方法

イ、先に申込の際、使用した住宅貯金証書、又は建築局で発行した住宅貯金認証書

ロ、主要食糧購入通帳
ハ、印鑑

御持参の上、都営住宅使用申込書を記入提出して下さい。（用紙は申出場所にあります。）

◎ 詳細は区役所建築課又は東京都建築局企画課管理係へ

特別区民税についてお願い

10月31日は

第3期分の納期です

○

十月三十日は区民税第三期の納期です。期日に遅れないよう、納税をお願い致します。

○

区民税の令書は昨年同様四期一連式になつてありますため、その都度の納期を失念する向もありますが、窓口に殺到し、納税すると云う傾向ですが、一層

の御協力を得て、納期内に納税を完了せられますが、ようお願い致します。

○

納付については、区役所出張所、又は最寄の郵便局、金融機関でも取扱つておりますから御利用下さい。

駐留米軍による損害の 補償金等について

日本国に駐留するアメリカ全軍は、日本国内において、非戦闘行為により損害をうけた場合、及び米軍の占有し、所持し又は管理する土地の耕作物その他物件の設置又は管理に瑕疵があつたために損害をうけた場合は、日米間の平和条約及び行政協定が、昭和二十七年四月二十八日以降発生の被害に対しては特別法により、補償金、見舞金並びに慰藉料が支給される。

(1) 補償金、見舞金、及び慰藉料の区分別

(1) 補償金(行政協定第十八条第三項)

駐留軍が公務執行中、違法に損害を与えた場合に支給される

(日米分担)

(2) 慰藉料(行政協定第十八条第五項)

慰藉料(行政協定第十八条第五項)駐留軍が公務以外の不法行

為で損害を与えた場合に支給される。
(米負担)
(1) 見舞金
(2) 療養補償金(見舞金)
(3) 遺族補償金(死亡見舞金)
(4) 被害者(日負担)
の生計の中心者以外であれば、前記の基準により減額される。

(1) 及び(2)によつて救済されない被害で、国が救済の必要を認めた場合に支給される(日負担)
(3) 補償金(見舞金)の種類
(4) 療養補償金(見舞金)
傷い又は疾病の治療する迄の期間が支給される。
見舞金の場合は、療養期間二ヶ年以内であるが、それ以上の場合も延長の申請が出来る。

(1) 財産補償
動産不動産については、実被害額の適正額が支給される。
(2) 慰藉料の場合
請求までの経過は補償金(見舞金)の場合と同様であるが、その金額は合衆国で決定し、支払を合衆国が行う。

(3) 不服の申立
補償金額、その他補償実施について不服のある時は、申請書を持って区長を経由して調達庁長官に対し申立をする事が出来る。

(1) 被害補償金(見舞金) 被害者の平均収入日額(1100円、1000円)の一三四〇~五〇日分(労働基準法施行規則身体障害等級)

が支給される。最高一三四万円、最低一万円。

(2) 補償金(見舞金)の注意
提出された申請書は、区長から渉外部庶務課外事係を経由して調達庁へ送付され、調達庁長官が補償金(見舞金)額を決定する。

(3) 補償金(見舞金)の支給
した時は、申請者は区長からの通知に基き、補償金(見舞金)の請求書を区役所(二階一七番)へ提出し東京都出納長室から支給をうける。

(4) 補償金(見舞金)の支給
他の権利侵害についてはその金額は合衆国で決定し、支払を合衆国が行う。

(5) 不服の申立
補償金額、その他補償実施について不服のある時は、申請書を持って区長を経由して調達庁長官に対し申立をする事が出来る。

号による申請書(本区にありては民生課にあり)を被害発生の時から一年以内に区長あてに提出する。